山江村官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」
事業に係る優先交渉権者の決定について

山江村では、令和8年9月10日付けで山江村官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づく特定事業として選定、翌日に募集要項等の公表を行ったところ、1グループからの参加表明を受け付けました。

その後、山江村官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」事業PFI事業者選定公募型プロポーザル審査委員会において提案書類の審査及びヒアリング等を行った結果、下記のとおり優先交渉権者が決定しましたので公表します。

なお、PFI法第11条第1項の規定による客観的評価の結果については、別紙のとおり公表します。

令和8年11月9日

山江村長　内山　慶治

記

1　審査結果について

応募者数：1グループ

総合評価点（満点100点）：審査点数75点

2　優先交渉権者

募集参加番号	【　A　】
応募グループ名	くりえいと山江
代　表　企　業	株式会社アドバンテック
構　成　企　業	株式会社クールデザイン